

新聞折込広告基準

つぎのような折込広告は、「新聞折り込み広告基準」「新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」等により取り扱いができませんのでご注意ください。

- 1) 広告主名、事業所名、所在地、一般固定電話等の記載がなく、責任の所在がはっきりしないもの。
- 2) 関係法律に違反、または違反の疑いがあるもの。(例えば景品表示法、薬事法、医療法、食品衛生法、宅地建物取引業法等)
- 3) 虚偽、誇大な表現で誤認や不利益を与えるおそれがあるもの。
- 4) 非科学的なもの、および迷信に類するもので惑わすおそれがあるもの。
- 5) 係争中のもの。反社会的、および非道徳的なもの。
- 6) 表現が露骨で不快感を与えるもの。またセンシティブな内容等で青少年に有害とみなされるもの。
- 7) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。また不当な商法とみなされるもの。
- 8) 著作権、肖像権、および商標権を侵害するおそれがあるもの。
- 9) 他の名誉を傷つけかねない主義、主張、あるいは批判、中傷した内容のもの。また人権を侵害するおそれのあるもの
- 10) 意見広告とみなされるもの。
- 11) 抽選券、金券、およびクーポン広告規制に適合しないもの。
- 12) 貸金業の広告で、関係法で定められた必要事項(登録番号、利率、返済内容等)の明記がないもの。
- 13) 公選法違反(事前運動等)の疑いがあるもの。
- 14) 新聞販売センターの業務に支障をきたすような変形チラシまたは変形折りのもの。
- 15) 求人チラシは、関係法で定められた必要事項(雇用主名、仕事内容、勤務条件、身分、給与、応募資格等)の明記がないもの。
- 16) 弊社および販売センターの営業活動に支障をきたしたり、不利益になると判断されるもの。
- 17) その他、弊社が新聞折込として適当でないと判断したもの。